

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月 日

広島県知事 様

提出者

住所 広島市中区竹屋町2番42号

氏名 中国電力ネットワーク株式会社
広島ネットワークセンター

所長 菰下 孝

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-545-2106

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和7年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中国電力ネットワーク株式会社 広島ネットワークセンター
事業場の所在地	広島市中区竹屋町2番42号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月41日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **条例別紙1、2のとおり**

①事業の種類

②事業の規模

③従業員数

④産業廃棄物の一連の処理の工程

条例別紙1(条例-産業廃棄物処理計画書)
 現状：前年度(令和6年度)実績量
 計画：今年度(令和7年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油	1.8	1.8										1.8	1.8	1.8	1.8					
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	42.7	42.7										42.7	42.7	5.6	5.6					
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	14	14										14	14			14	14			
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3.2	2.7										3.2	2.7							
鋳さい																				
がれき類	560	558										560	558			560	558			
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
水銀仕様製品産業廃棄物	0.1											0.1		0.1		0.1				
廃電池類	0.1											0.1		0.1		0.1				
その他		0.2											0.2		0.3		0.2			
合計	621.9	619.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	621.9	619.4	7.6	7.7	574.2	572.2	0	0	0

条例別紙2 (条例-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	電気業
②事業の規模	一般送配電事業 (広島市)
③従業員数	474名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等、別紙を参照)

・別紙3のとおり

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・機器の長寿命化 ・貯蔵品の適正管理
②計画	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・同上

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・発生した産業廃棄物について、再利用が出来るよう分別を実施する。
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・同上

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・該当なし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・該当なし

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・該当なし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・該当なし

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・産業廃棄物処理事業者の選定時には、可能な範囲で再利用される事業者を選定する。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・同上

別紙3 管理体制図

